

平成29年9月29日

第 10 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成29年9月29日（金） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第 47号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 48号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 49号 非農地証明申請について

議案第 50号 相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

1番 生田 政行	2番 横段 登	3番 池田 勝憲	4番 倉本 寛
5番 水場 守信	6番 向井 幸弘	8番 亀山 博司	9番 今井 満
10番 上田 勝則	11番 長迫 秀	12番 本末 満	13番 灰原 松二
14番 大道 正孝	15番 秋光 貴志	16番 土井 光弘	17番 西田 小百合
18番 石田 尚則	19番 北村 正次		

欠席委員

7番 林 武彦

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 大番主幹 上川課長補佐

（午後2時）

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成29年第10回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、5番 水場委員、6番 向井委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、7番 林委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。事前に議案書を送付しています。また、本日、情報提供として「平成29年度 農業経営発展支援セミナー（人材育成）の開催について（通知）」を、その他「JAくれだより」第58号、「JA広島ゆたか広報」第121号を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、倉橋町字小家石〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は63㎡の第2種農地です。

転用目的は、自宅への進入路用地として利用するものです。規模等は、進入路63㎡を整備する計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのように、既に進入路として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：5番水場です。写真の申請地の奥に家があり、問題ないと思う。よろしくありません。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字飛垣内〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で375㎡の第2種農地です。

転用目的は、申請農地を購入し、院外薬局及び来客用駐車場8区画を整備しようとするものです。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要ですが、市街化調整区域内に建物を建築するため、「都市計画法」第43条の規定による建築物の新築許可が必要となります。この許可については、都市計画課に申請済みであり、農地法の許可は、この新築許可に合わせて行うこととしています。

なお申請地について、農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉 本 委 員：4番倉本です。道路に接した土地で、雨水排水について調査したが周辺農地への影響はない。地域住民の薬の要望もあり、住民福祉のため必要な施設と思う。皆さんのご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は都市計画法第43条の建築許可にあわせて、許可することと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は都市計画法第43条の建築許可にあわせて、許可することと決定します。

議 長：2番と3番は関係人が同一で、場所も近接しているので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町早瀬1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は172㎡の第2種農地です。

転用目的は、購入する中古住宅に隣接した申請地を庭敷用地として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、庭敷172㎡を整備する計画です。

3番の申請地は、音戸町早瀬1丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は138㎡の第2種農地

です。

転用目的は、購入する住宅には駐車場がないため、住宅に近い申請地を駐車場用地として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、駐車場3区画を整備する計画です。

関係法令については、どちらの申請地も「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番向井です。2番と3番の申請については、譲受人は現在岡山に在住しており、Uターンして地元に戻りたいとのこと。購入する住宅の敷地を拡張整備するためと、駐車場がないためこれを確保するためのものです。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、2番と3番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、2番と3番は許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町中央北1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は196㎡の第2種農地です。

転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、2階建住宅1棟及び駐車場2区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番上田です。申請地は、安浦駅北の造成地で、結婚予定の譲受人が自宅を建てるといふものです。区画整理内の土地で問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第49号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、倉橋町字大谷〇〇〇〇番、地目は田、現況は山林、面積は373㎡の第2種農地です。

申請の事由は、昭和30年頃耕作を放棄しかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番水場です。写真のとおりドングリの原木がすごくどうにもならず、農地への回復は不可能な状態です。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：（質疑・意見なし。）

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：（異議なし。）

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：続きまして、議案第50号「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案第50号の1から4については、記載の農地について、相続人が相続税の納税猶予の特例の適用を受けるとして呉税務署に申告したものです。

この制度は、特例が適用される農地の一定部分の相続税額の納税を猶予し、相続人が相続税の申告期限の翌日から20年間、農地を引き続き耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されるものです。

この20年が経過するに当たり、呉税務署より猶予の特例の適用を受ける農地の利用状況の確認の依頼があったため、現地調査し議案としたものです。

1番の調査地は、広白岳2丁目〇〇〇〇番〇ほか6筆、地目は田及び畑、面積は特例農地の適用を受ける農地面積の合計で2,319㎡の、第2種及び第3種農地です。

平成9年10月に父が死亡し、相続税納税猶予の適用を受けたもので、現地は、写真のとおり、墓地、通路等の一部を除き畑として耕作、管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉 本 委 員：4番倉本です。現地は立派に耕作され、熱心に肥培管理されている。何も言うことはない。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

上 田 委 員：10番上田です。議案書に780㎡のうち459㎡とかの記載があるが、これは何か。

事 務 局：1筆の農地面積を記載し、そのうち農地として耕作されていない部分を除いた農地面積を内数で記載しています。この内数が相続税の納税猶予の特例を受ける面積です。この事例では、墓地、竹藪、通路、駐車場を除いた面積です。

議 長：そのほか、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり報告と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の調査地は、焼山中央2丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は特例農地の適用を受ける農地面積の合計で710㎡の、第3種農地です。

平成9年12月に父が死亡し、相続税納税猶予の適用を受けたもので、現地は、写真のとおり、特例適用のため農業委員会に証明申請したさいに除外した部分、及び倉庫の部分を除き畑として耕作、管理されていました。

なお、申告時と調査時の面積の相違は、相続税の申告後に分筆を行ったことによるものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番横段です。野菜を作付けされており、2筆とも立派に耕作されていました。以上です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

今 井 委 員：9番今井です。面積が減っているがなぜか。

事 務 局：本案件のうち焼山中央2丁目〇〇〇〇番〇については1筆の面積1164㎡から、本人が除外を申し立てた500㎡と、農業用倉庫となっている部分10㎡、合計510㎡を除いた面積654㎡を特例適用農地面積として認定したものです。

この認定の後分筆がされ1筆の面積が620㎡となったため、これから農業用倉庫部分10㎡を除いた610㎡を今回確認の農地として記載したものです。

今 井 委 員：申告時の654㎡が610㎡になったのは分筆によるものなのか。

議 長：面積1164㎡のうち654㎡を耕作していたが、分筆により面積が620㎡になったため、10㎡を除いて610㎡を農地として認定したということです。

議 長：そのほか、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり報告と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の調査地は、焼山中央3丁目〇〇〇〇番ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で3,021㎡の、第3種農地です。

平成9年12月に夫が死亡し、相続税納税猶予の適用を受けたもので、現地は、写真のとおり、畑及び田として耕作、管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番横段です。4筆のうち1筆が畑で、3筆が稲作を行われており、立派に耕作されていました。以上です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり報告と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の調査地は、天応東久保1丁目〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,301㎡の、第3種農地です。

平成9年10月に父が死亡し、相続税納税猶予の適用を受けたもので、現地は、写真のとおり、畑及び田として耕作、管理されていました。

なお、申告時と調査時の面積の相違は、相続税の申告後に国土調査による地積訂正があったことによるものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番横段です。畑と稲作で立派に耕作されていました。以上です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。
議 長：それでは、本件は議案のとおり報告と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局：議案書の8ページから10ページをご覧ください。

市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、8ページ農地法第4条の規定による届出が3件、9ページ、10ページ農地法第5条の規定による届出が5件、計8件ありましたので報告します。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。
事 務 局：ありません。

議 長：今までを通じて、何かご意見、ご質問はありませんか。
議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。
次回、第11回総会は、平成29年10月31日 火曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 753, 754号室です。

議 長：以上で平成29年第10回呉市農業委員会総会を閉会します。
本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時30分)